まちづくり大けやき大賞制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり大けやき賞顕彰制度を実施するために必要な事項を 定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 この制度は、市民と行政との協働のまちづくりの実践活動として、他の模範となり、市民自らの企画による主体的取組が市民に希望と活力を与え、広く本市の知名度を高めることに寄与した個人や団体・グループに対し、まちづくり大けやき大賞(以下「大賞」という。)及び、まちづくり大けやき奨励賞(以下「奨励賞」という。)を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(顕彰の対象)

第3条 各賞は、原則として、市内に居住し、若しくは在学、在勤している者又は市内に所在する団体・グループで、活動の功績が顕著であると認められる者に対し贈るものとする。

(受賞者の選定)

第4条 各賞は、まちづくり大けやき大賞申請書(様式第1号)により申請又は推薦 のあった者の中から、ともに築く地域未来創造事業選考委員会において審査し、そ の審査結果をもとに、市長が選定する。

(顕彰の内容及び方法)

第5条 各賞受賞者には表彰状及び副賞を贈り、更に大賞受賞者は、レリーフにその 名を記し、永く栄誉を讚えるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。